

国土交通省トラック荷主特別対策室主催

# 「トラック物流2024年問題」

## に関するオンライン説明会 開催

開催日時：令和6年10月25日(金) 10:00,15:00 (同日2回開催)

### 問題意識等登録ページ

<https://forms.office.com/r/Zhrmu9Dxt2>



※参加にあたり事前の登録は不要ですが、問題意識、ご意見・ご質問を専用フォームから登録いただければ幸いです。

#### (ご提供している情報 (一部))

- ・物流効率化法、貨物自動車運送事業法改正の内容
- ・標準的な運賃・料金改正、標準運送約款改正について
- ・トラック運送の原価計算、価格交渉（運賃交渉）ノウハウ・事例紹介
- ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有。取組みご紹介 など

**運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！**



直接参加用  
QRコード

### 今月のピックアップ (国交省・経産省・農水省3省審議会合同会議情報)

令和6年8月26日(金)上記会議の第2回が開催され「取りまとめ案(現時点のたたき台)」が示されました。その中から「貨物自動車運送事業者等の(努力義務の)判断基準等について」、「荷待ち時間」と「荷役等時間」の算定方法について」を抜粋してご案内します。

#### 貨物自動車運送事業者等の判断基準等について(改正物効法第35条7)

貨物自動車運送事業者等の判断基準等については、以下の事項を取組の例として盛り込むこととする。なお、以下の事項による取組が目標達成に対し業界特性その他の事情により有効でない場合は、これによらないことも可能とする必要がある。

- ① 積載率の向上等に関する事項については、以下の事項とする。
  - ・複数の荷主の貨物の積合せにより輸送網を集約すること。
  - ・過疎地域などトラックドライバーが不足している地域において配送を共同化すること。
  - ・求真务实システム等を活用した帰り荷(復荷)の確保により、実車率の向上を図ること。
  - ・配車・運行計画の最適化に資するシステムを導入すること。
  - ・運送ごとの貨物の総量の増加のため、輸送量に応じた大型車両の導入を行うこと。
- ② ①及び関係事業者の取組の実効性確保に資する事項については、以下の事項とする。
  - ・トラックドライバーの荷待ち・荷役等時間を把握し、荷主等が荷待ち・荷役等時間を把握することが難しい場合に情報提供すること。なお、トラックドライバーの荷待ち・荷役等時間の把握に当たっては、デジタルタコグラフ等のデジタル技術の活用を努めること。
  - ・関係事業者(荷主、倉庫業者等)がトラック予約受付システムを導入している場合は、そのシステムを利用すること。
  - ・荷主が指示した時刻・時間帯よりも理由なく必要以上に早くトラックドライバーが集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に到着しないよう、効率的な配車・運行に努めること。
  - ・取引先に対して、標準仕様パレットの活用、共同輸配送のための個建て運賃の導入、リードタイムに応じた運賃設定などの提案を行うこと。
  - ・関係事業者との連携を図るとともに、必要に応じて取引先に対して協力を求めること。
  - ・物流情報標準ガイドラインへの準拠など物流データの標準化に取り組むこと。
  - ・テールゲートリフターの導入、荷捌き施設の整備など積載率の向上に伴うトラックドライバーの積卸し作業の負荷低減を図ること。
  - ・積載率の向上等に当たっては、トラックの過積載など事業の正常な運営が阻害されないよう、関係法令を遵守すること。

#### 「荷待ち時間」と「荷役等時間」の算定方法について

- 改正物効法では、荷主・物流事業者等が物流効率化のために取り組むべき措置の実施状況の評価の前提となる「荷待ち時間」と「荷役等時間」の算定方法を国が省令で定めることとされている。
- 「荷待ち時間」と「荷役等時間」の具体的な算定方法は以下のとおりとする必要がある。

##### (1) 荷待ち時間については、以下のとおりとする。

- ① 到着時刻・時間帯の指示がない場合 トラックドライバーが集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に到着した時刻(到着後速やかに受付等を行う場合はその時刻)から荷役等の開始時刻までとする。
- ② 到着時刻・時間帯の指示があった場合 トラックドライバーが集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に、指示された到着時刻・時間帯の始期よりも前に到着した場合は、指示時刻等から荷役等の開始時刻までとする。トラックドライバーが集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に、指示された到着時刻・時間帯内に到着した場合は、当該到着時刻(到着後速やかに受付等を行う場合はその時刻)から荷役等の開始時刻までとする。トラックドライバーが集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に、指示時刻・時間帯の終期よりも後に到着した場合は、当該到着時刻(到着後速やかに受付等を行う場合はその時刻)から荷役等の開始時刻までとする。ただし、トラックドライバーの都合で指示時刻等を過ぎた場合については、荷待ち時間として計測しない。

##### (2) 荷役等時間については、以下のとおりとする。

- ① トラックドライバーが行う荷役、検品、荷造り、入庫・出庫、棚入れ・棚出し、仕分け、商品陳列、ラベル貼り、代金の取立て・立替えなど、トラック事業に附帯する業務の開始時間から終了時間までとする。
- ② 荷卸しと荷積みとを並行して行うケースや帰り荷(復荷)の積込みを行うケース、輸送用機器を持ち帰るケースなど、1つの施設内で荷卸しと荷積みの両方を行う場合は、積載率の向上等に向けた事業者の取組を阻害しないよう、荷卸しと荷積みを別々に計測することも許容することとする。

○ また、荷待ち時間等については、トラックドライバーが集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に到着した後速やかに受付等を行わずに業務上の指示等により休憩する時間は除外するが、迅速に車両を動かせるような状態での待機や荷役作業中の立ち会いが要求されているなど、業務から完全に離れることができず、実質的に休憩がとれていない時間は、これらの計算から除外しないことを明確化して運用する。

○ なお、トラックドライバーによる荷待ち時間等の計測については、現状、貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)第8条において大型トラック(車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上)が対象とされている荷待ち時間・荷役作業等の記録の義務付けについて、義務付けの範囲の拡大が検討されている。